

本号で公布された条例のあらまし

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十九号）（人事課）

一 趣旨

平成二十八年十月二十日付けの埼玉県人事委員会の人事管理に関する報告及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、介護を行う職員に関して、一日の勤務時間の一部について無給の休暇を承認できる制度等を設けるための改正

二 内容

- (一) 無給の休暇の種類に介護時間を新設
- (二) 介護を行う職員の時間外勤務の特例措置を新設

三 施行期日

平成二十九年一月一日